

記載要領等	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
-------	---------------------------------------

《この届出書の提出が必要な方》

特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から 5 年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産の全てにつき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた者がその特例（受贈）事業用資産について同法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後 6 か月以内に提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」を使用してください。

《記載要領等》

- 1 標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「1 特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の記載に基づき記載します。
- 3 「4 特例（受贈）事業用資産の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。
- 4 「5 贈与者・被相続人の住所_____氏名_____」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 5 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 6 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
 - (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
 - (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。